

●日程表

申告受付時間は午前 8 時 45 分～正午、午後 1 時～ 4 時

※連絡所(太田連絡所を除く)では午前 8 時から受付番号札を渡します

地 区	申告会場	月 日	対 象 自 治 会
三 和	三和公民館 (三和連絡所)	2 月 17 日 (火)	三和地区全域
伊 深	伊深公民館 (伊深連絡所)	2 月 18 日 (水)	上本郷 下本郷 関也
		19 日 (木)	上切 大洞 糠洞 野地原 亀淵
蜂 屋	蜂屋公民館 (蜂屋連絡所)	2 月 20 日 (金)	広橋 引田 矢田 作り洞 諸田 下西 南山
		23 日 (月)	上則友 下則友 加瀬田 下東 土ヶ洞 中部台
		24 日 (火)	島之洞 大仲寺 伊瀬 石塚 正洞 ナビ蜂屋
加茂野	加茂野公民館 (加茂野連絡所)	2 月 25 日 (水)	鷹之巣 1～4 加茂野南 加茂野中 加茂野北
		26 日 (木)	東今泉 西今泉 木野 ナビタウン
		27 日 (金)	市橋 稲辺 駅前 東 中電アパート 加茂野ハイツ
山之上	山之上コミュニティセンター (山之上連絡所)	3 月 2 日 (月)	上野 中之番 金谷 西洞 上野台
		3 日 (火)	本地 佐口 南坂 田畑 五徳 森山台
古 井	上古井公民館	3 月 4 日 (水)	本町 1.2 元町下 元町上 川合東 1～4 川合西 1～4
		5 日 (木)	京町 朝日 末広 寿 栄 栄東 森山団地 1～4
		6 日 (金)	下組 中組 田畑西 田畑東 大牧
	文化会館	3 月 4 日 (水)	清水 野笹 マコド 県教住宅 上畑 島 西島
		5 日 (木)	新池 1～3 大楽東 1.2 大楽西 1.2 神明東 神明西 1～3 中央新町
		6 日 (金)	相生 1～3 巾下本郷 宮西 1～5
下米田	下米田公民館 (下米田連絡所)	3 月 9 日 (月)	今 則光 信友 山本 東栃井 ケアハウス飛驒川
		10 日 (火)	為岡 橋上 桜貝戸 中屋敷 深渡 長福 共和
		11 日 (水)	共栄 共進 新興 中西 中牧野 下東 下西
太 田	文化会館	2 月 18 日 (水)	深田一.二 下町一.二.五.六 本陣 上町 上本町 音羽町 栄町 桜新町
		19 日 (木)	中町 若宮一～三 中町三 港町 元町 八坂町 銀座波の上 東本町 旭町 城房
		20 日 (金)	万場町 弥生町 北町二.三 北新町 小見殿 官舎 大手町
		23 日 (月)	北一東 北一中 北一西
		24 日 (火)	西町東 西町西 西町中
		25 日 (水)	西町北一.二 西町南 前平 境松
市全域	文化会館	2 月 16 日 (月) 3 月 16 日 (月)	上記の出張申告日に都合の悪い人は、文化会館の申告会場をご利用ください ※土曜日・日曜日は、受付業務を行いません

税理士による無料税務相談所を開設します

◇と き 2 月 16 日 (月)～27 日 (金)
午前 9 時 30 分～午後 4 時
※土曜・日曜日は除く
※正午から午後 1 時まで休憩

◇ところ 文化会館 3 階
◇内 容 所得税・消費税の相談
※事業所得者(農業を含む)は、青色申告決算書または収支内訳書をあらかじめ作成しておいてください

※申告会場で受け付けできる人数には限りがあります。定刻前に締め切ることもありますので、係員の指示に従ってください

※市役所の窓口では確定申告の受け付けは行いません

平成20年分 所得税の確定申告 平成21年度 市・県民税の申告は 3月16日(月)までに！

問 税務課 内線214

2 月 16 日 (月) から、所得税の確定申告および市・県民税の申告を受け付けます。
申告書は、税務署や市役所へ直接提出(郵送可)していただくか、または、最寄りの申告会場を利用してください。ただし、譲渡所得(土地・建物・株式など)の確定申告をされる人は、関税務署に直接提出(郵送可)してください。

●所得税の確定申告

申告が必要な人

- ①営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人、土地や建物を売った人などで、平成 20 年中の所得金額の合計額が、基礎控除などの所得控除の合計額より多い人
- ②年金受給者で、各控除を受けようとする人
- ③サラリーマンで次のいずれかに当てはまる人
 - ・給与収入が 2 千万円を超える人
 - ・給与所得と退職所得以外の各種所得の合計額が 20 万円を超える人
 - ・2 カ所以上から給与を受けている人
 - ・医療費控除を受けようとする人
 - ・社会保険料、扶養などの各控除を追加変更しようとする人

●市・県民税の申告

申告が必要な人

- 平成 21 年 1 月 1 日現在、市内在住で次のいずれかに当てはまる人
- ①営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人
 - ②事業主から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください)
 - ③配当・譲渡・大工・左官などの収入がある人
 - ④市内に住んでいない人で、平成 21 年 1 月 1 日現在市内に事業所・事務所または家屋敷(別荘など)のある人
- ※国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者とその世帯主は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。申告がないと、保険料の軽減措置を受けられないことがあります。また、昭和 20 年 4 月 1 日以前生まれの人と同一世帯の人は、介護保険料の算定の資料となりますので、収入がなくても申告をお願いします
- 申告が不要な人
- ①平成 20 年分所得税の確定申告を行う人
 - ②勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人
 - ③平成 21 年 1 月 1 日以前に亡くなった人(市・県民税は課税されません)

●申告に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ式以外の朱肉を使用するもの)
- ・申告書(税務署・市から届いた申告書がある人は、その申告書を使用してください)
- ・収入を証明するもの
 - ①給与所得者 源泉徴収票(必ず事業主から発行してもらってください。コピーは不可)
 - ②年金受給者 公的年金などの源泉徴収票(必ず社会保険庁などから発行してもらってください。コピーは不可)
 - ③営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人 収支内訳書
 - ④大工・左官・縫製などの人 賃金支払明細書(雇用主から必ず発行してもらってください)
- ・控除を証明するもの(領収書・証明書がない場合は控除できません)
 - ①生命保険料(一般用・個人年金用)・地震保険料などの控除を証明するもの
 - ②国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払証明書
 - ③医療費の領収書
 - ④そのほか控除を受けるのに必要なもの

お 願 い

○申告期間中は会場が大変混雑します。申告書はできるだけご自身で作成し、提出または郵送してください。インターネットでも確定申告書の作成ができます(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

○申告会場では、職員のアドバイスを受けながら、ご自身で申告書を作成し提出していただきます。事前に「収支内訳書」や医療費の合計額をまとめた「医療費明細書」を作成し、申告してください。事前の作成がない場合、申告を受け付けできないことがあります

※詳細については、税務課または関税務署(0575・22・2233)へ(土・日・祝日の相談および受け付けは行っていません)